

第10期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和元年5月27日(月)10時～11時00分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、太巻委員、田中委員、田村委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、河原委員、阿子島委員、関委員、福沢委員、宮崎委員、島田委員、倉田委員、きみがき委員、池尻委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
資料1 平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況(情報公開課)

6 会議の概要

(1) 報告事項

平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について

7 発言内容

(以下敬称略)

(会長) 定刻になりましたので、ただ今から第10期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。本日の議事は、平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況についての報告案件が1件となります。それでは、事務局から説明をお願いします。なお、説明の際は、着席したままで結構です。

(情報公開課長) ——— 平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について 資料1に基づき説明 ———

(会長) 説明は広い範囲にわたっていますので、公文書の公開状況と個人情報保護制度の運用状況とを分けて委員の方からご意見・ご質問を伺いたいと思います。それではまず、公文書の公開状況に関してご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

(委員) 教育関係の請求が158件となっていますが、差し支え無い範囲でどのような内容の請求であったのかを教えてください。

(情報公開課長) 教育関係の158件については、請求回数が11回あり、うち1回の請求の中で特定した公文書が107件になったものがありました。内容については、週案簿という各教員が作成する授業計画の公開を求めた

もの、また各クラスの時間割を求めたものとなります。この場合、特定した文書が各クラス分になりましたので、件数が増えました。これらは特定の方からの請求となっています。

(会長) 関連文書の件数が非常に多いので、数字としてこういう件数になっているという理解で良いですか。

(情報公開課長) そのとおりです。

(会長) 他にご意見・ご質問がある方は、お願いします。

(委員) 資料3ページの表6に公開諾否の決定に要した期間とあり、その中で決定期間を延長したものという項目があります。情報公開条例を見ると、決定期間を延長する規定としては、第12条と第13条があります。第12条では、やむを得ない理由がある場合には原則は15日だが30日まで延長できるとあり、第13条では、大量請求があった場合には、一定の部分については所定の期間で決定をしなければならず、それ以外については相当の期間で良いとされています。

まずお聞きしたいのは、決定期間を延長したものという項目の中には、第12条と第13条によるものがどのように入っているのでしょうか。それから第12条について、やむを得ない理由というのは条例や規則では規定がありませんが、この場合の例示として、請求された公文書の情報量が膨大であり、検索、内容の確認に多くの時間を要し、公開可否の判断に相当の時間を費やすと書かれており、大量請求と非常に密接な部分があると思います。個人情報保護条例では、大量請求の規定がありませんが、先ほどの説明では情報が大量だったので決定期間が延長されたということでしたので、その辺りの振り分けをどのようにやられているのか教えて下さい。

(情報公開課長) まず、決定期間を延長したこの146件については、全て第12条を根拠に延長したものになります。第13条の規定による延長については、ここ数年間行っていません。また、第12条の理由については、文書の枚数として概ね100枚以上とし、案件で非常に多いのは工事設計書になります。工事設計書は、工事案件によって非常に枚数が多いものがあり、200枚、300枚になることもあります。それからプロポーザル契約の場合で、事業者から提出された提案書も100枚を超えるものがあります。これらの書類が申請された時に、大量であるという理由で決定期間の延長を行っています。第13条については、現行では第12条で対応することができているので、適用していません。

(委員) 第12条による対応の方が、少なくとも30日までには結論が出るということで、区民にとっては有益です。区でも、できるだけ第12条で対応していく考えということですね。分かりました。

(会長) 他にご意見・ご質問のある方はいますか。

(委員) 資料1 ページの件数のところで、昨年度と比較すると300件程度増えています。その中でも教育、児童福祉を内容とする公開請求が増えているのは、その年度の区政での出来事と影響はあるのでしょうか。もしくは、そういった影響は無く、毎年違うものなのでしょうか。教えて下さい。

(情報公開課長) 請求件数についての傾向で、前年度と比較して件数が増えた際の原因と言うことですが、こちらで何かこれはと言うように感じるものは正直なところありません。今回、教育や児童福祉の請求件数が増えたのは、先ほどご説明したように、教育については、請求があった際に特定しなければならない文書が多かったことが原因であり、児童福祉についても、プロポーザルに関する文書など、請求内容から特定した公文書が多かったことによるものです。

(会長) 他にご意見・ご質問のある方はいますか。無い様ですので、次に個人情報保護制度の運用状況に関し、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

(委員) 資料6 ページの「7 個人情報に係る不適切な事務処理」の件についてですが、原因を見ると、例えば確認が不十分だったなど、それほど難しいことではないように思えます。こういう事があると、区民としてはとても不安になりますが、これらの案件に対する職員への処分はどのようにされていますか。

(情報公開課長) 非常に単純なヒューマンエラーによってミスが発生している状況が毎年続いており、特に今回は誤送付が多くなっています。各所管課では、事務の流れの中で、誰が・どこをチェックするかということを経営手順で定めています。その中で、ダブルチェックをすることになっており、ダブルチェックをしたにも関わらず見逃してしまったというものが、資料にある「確認が不十分だった」となり、今回は非常に多かったところですが、処分という話ですが、職員に対する処分は、これらの案件では行っていません。本人にも誤送付が発生した責任はありますが、例えば電話がかかってきて、作業を中断しなければならなかったなど、事案ごとにヒューマンエラーを発生

させる様々な要因があります。誤送付が多かったという状況を踏まえ、今年度は、ミス事案の原因分析を進め、誤送付の防止に特化した対策を行っていきたいと考えています。

(委員)

結果として職員に対する処分はしなかったということですね。そうすると、やはりまた事故が起きてしまう可能性がある訳で、普通の企業だったら処分というものがあると思うので、区民としては不安ですから、何らかの処分を含めた対応をお願いします。

(会長)

私も同意見ですが、ヒューマンエラーで発生した事案で本人に制裁もない、注意のうえでしっかりやりましょうと言っても、また発生するのは当たり前のことです。再発防止については、具体的にどのような対策を取られているのか、単にしっかりしろということでは終わりのないのか、それとも何か対策を講じているのか、どうですか。

(情報公開課長)

再発防止については、確かにやるべきことをやって下さいと言うことだけでは防止にはならないので、まずは先ほど申し上げたとおり、ヒューマンエラーを起こすどの様な要因があるのかというリスクと、そのリスクに対してどのような対策を取るのかというコントロールについて、所管課で事務の流れをもう一度再点検します。その点検後に、総務課と情報公開課が、必要に応じて現場に出向き、事務の状況を確認します。もう一つは、そのやり方の中で事務の流れを統一化していくべきではないかという部分もありますので、事務改善の方式を取り入れながら今年度は対応していこうと考えているところです。処分について改めてお話をいただきましたが、本人の過失の度合いによっては当然処分をすることもありますが、その在り方については今後も検討していきたいと考えています。

(委員)

大変苦労されているようですが、ミスがあった時にこのようにオープンになっていることが、ミスを解決するうえで90%解決につながっていると思います。下手に処分を入れると、報告を行わないこともありミスが無かったことになってしまいます。そうすると、ミスの解決にはつながらないので、確かに処分することにも効果はあるかと思いますが、逆の効果もあるというところが心配です。残りの10%を解決する方法で「フェイルセーフ」と言いますが、ミスをする送付されないような仕組み、例えばダブルチェックにしてもチェック欄に2つ入っていなければ送付がされないような仕組みを取り入れれば、最後の10%が克服できるのではないかと思います。

(情報公開課長)

今の委員のお話のとおり、処分ということで個人の責任を強調す

ると、本来のミス要因を見失ってしまうので、報告をしないということにもつながってしまう危険性もあります。処分のあり方を検討する際には、そうしたことも想定しながら考えていかなければならないと思っています。ご紹介いただいた「フェイルセーフ」については、様々なヒューマンエラーを防止するための策として、非常に重要で有効だと考えていますので、そういったものを各事務の中で取り入れられるか、取り入れるにはどのようにするべきか、分析を進めていきたいと考えています。

(会長)

個人的な意見を申し上げますと、委員のお話のような見方も当然あると思います。法律の制度でも「リニエンシー」と言って、真実を申告した時はその罪を軽くする、あるいは処分を無しにするような法制度があります。もう一つは、組織が構成員に懲戒処分を科すという場合には、当然ながらかなり厳しい理由と手続きが必要になる訳です。だから、本人にどういう制裁または処分を科すかということは、法的な面から言うと同じようなことを何度も何度も繰り返して重大なミスをするという場合以外に関しては、現実にはなかなか懲戒処分は難しいということがあるので、逆にシステム面や改善措置を工夫しないとヒューマンエラーを抑止するのは難しいと思います。そこは、現場の判断や事情、原因などをしっかり分析して対策を有効に講じるということが大切だと考えます。他に何かご意見のある方はいますか。

(委員)

2つ、統制の面と影響の面からお伺いしたいと思います。統制の面については、会長を初め委員の方々からお話が合ったところですが、これらの事案がどのように判明したのか、予防的統制の中で事前に内部で見つかったのか、あるいは対外的に発見されたのか、判明した経緯を教えてください。また、事案の判明から報告までどれくらいの時間が経過しているのか、非常に短い時間で解決に至っているのか、教えてください。もう一つは、影響の面ですが、誤送付あるいは誤交付がされた場合に、対象者に対してどのような連絡がされているのでしょうか。誤った個人情報や第三者に渡った場合の回収の状況と対外的な影響が二次的に発生していたのか、発生していた場合には、どのような対応をされたのか、教えてください。

(情報公開課長)

判明した経緯ですが、誤送付の場合には、誤送付してしまった相手方からの連絡によるものがほとんどです。紛失については、職員が無いと気付くことはありますが、誤送付や誤交付の場合は先方からの連絡があつて気付きます。また、判明までの時間ですが、早いものだと1時間内に連絡があつてすぐに判明したというものもあり

ますし、相手方が内容を確認するのが遅くなり、1週間程度経過してしまうというものもあり、事案によって異なります。それから、個人情報の回収については、これらの案件のうち、誤送付・誤交付については、全て回収しています。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 資料6ページですが、宛名と封入物の確認が不十分だったというところがいくつかあります。区からの郵送物の種類によっては、封筒自体に宛先があるものと、封筒に窓がついていて同封物に送付先が記載されているものがありますが、そもそも封筒自体に宛先を記載するからこういうことになると思います。封書の送付については窓付き封筒を使用すれば、封筒の宛名と内容物の宛名との間違いを防げるのではないかと思います。書類によって送付方法がバラバラになっていることについて、どのように考えていますか。

(情報公開課長) 今のお話は、通知文の中に宛先等を記載し、窓空き封筒を使用して送付すれば、誤送付のリスクが減るのではないかというご意見ですが、私共も同様に考えていて、それができるものについてはやっている状況です。ただし、送付物によっては、名前、住所等の記載ができないものもあるので、そうしたものについては、ダブルチェックにより確認するという方法にしています。また、送付物が複数枚ある場合などは、複数枚の中で宛名が異なっていたりすることで誤送付が発生してしまう状況もあります。

(会長) 窓空き封筒が利用できない場合とは、どのような場合ですか。

(情報公開課長) 例えば、発送数が多い場合では、戸籍の請求などになりますが、その場合、複数人のものを送付するときがあり、送付するものの中に間違った書類が入ってしまう場合があります。

(会長) そのような場合だと、窓空き封筒にしても誤送付のリスクは変わらないので、窓空き封筒は利用しないということですね。他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 資料7ページの30年9月の事例で、委託事業者が学習会場で37人分の参加者名簿を紛失したというのは、委託事業者が本当に適切であったのか、選定の仕方にも関わってくると思います。ある程度強い指導も必要だと思いますし、そもそも何故、学校教育支援センターが学習会事業の委託を行っているのか分からないので、教えて下さい。

(情報公開課長)

この学習会については、区内数か所の区立施設を使用し、生活保護世帯や準要保護世帯に近い経済状況の世帯の中学3年生を対象に、高校受験に向けての勉強会を行うもので、学校教育支援センターが複数の事業者に委託して実施しているものです。この事例については、そういった世帯の方の情報という非常にセンシティブな情報を37人分紛失したことや、事故の報告が遅かったなど事故後の対応が不適切であったことなどを踏まえ、この事業者については、一定の期間、契約に係る指名停止処分を行っています。

(委員)

先ほど、再発防止については、鋭意対策を立てるとお話をいただきましたが、昨年度の報告においても戸籍住民課が多かったと思います。これは処理件数自体が多いこともあるかもしれませんが、そうは言っても再発防止策を組織として立てられ、それが実行されていないという見方もされ得る発生事案の並びになっています。特に5月に発生して、7月に発生して、11月に発生していますが、委託事業者が関係しているケースで、委託事業者がどのような再発防止策を組織として立てて実行しているのか、また今後立てるのであれば、それをどれくらいの時間的な感覚で実行していくのか、できるだけ早い時期に立てるのが望ましいと思いますが、その辺りをどう考えているのか教えて下さい。

(情報公開課長)

個人情報扱う事務が非常に多いことが裏側にはありますが、ご指摘のとおり戸籍住民課で非常に多くのミスが起きてしまっています。先ほどお話しした誤送付の防止に特化した取組を、私共も関わって、今年度はしっかりやっていかなくてはならないと考えています。一昨年も同じような状況であったため、昨年度は、新たな取組として、事務の流れに沿った監査を行いました。その中で、手順としてはしっかりと定めているが、事務処理が中断してしまう、または、この項目とこの項目を確認するという手順が徹底されていないということがヒアリングをして分かりましたので、所管課には、その対応策を立ててもらおうと考えています。また、委託事業者が関わっている案件についても、委託事業者から再発防止策を提出してもらい、その案について所管課で事務の流れを確認し、再発防止策の中身を検証するというのが昨年までの状況になっています。それらを踏まえて、今年度はその中で発生するリスクは他にないのかを、所管課だけではなく、私共も一緒に入りやっていきたいと考えています。

(会長)

他に何かご意見・ご質問のある方はいますか。

(委員) 資料4ページで自己情報開示請求が486件ということで、昨年に比べて多くなっています。どの様な内容が多いのかは、先ほどの説明では、介護保険に関する認定調査情報ということでした。同じ資料4ページで、訂正等の請求は無かったので、自身の介護保険の認定調査情報について開示請求を行い、内容に納得したので訂正等の請求は無かったことと思われませんが、開示されものがどういった目的で使用されるのか、本人に聞いているのでしょうか。補足説明をお願いします。

(情報公開課長) 自己情報開示請求の介護保険に関する認定調査情報は、亡くなられた方の相続人から請求があり開示をしております。請求書の請求目的には詳細に請求理由は記載されてはいませんが、窓口での相談の際に、相続税の申告や親族間での相続トラブルなどの際に使用されていると伺うことがあります。その他請求の多いものは、自身の戸籍を第三者が取得していないかを確認するための、戸籍に関する証明書の申請書や、民事裁判や離婚調停の際に使用するための、自身が行った法律相談等の相談記録となります。

(委員) 一番目の例で言うと、相続人あるいは利害関係者が自己情報開示請求をすれば開示されるということですか。本人は亡くなっているもので、関係者が個人情報の開示請求をするということでしょうか、本人でない場合は、どの範囲でどういう場合に開示ができるのか説明して下さい。

(情報公開課長) 本人の死亡が確認できる書類、請求人が相続人であることが確認できる書類、それから請求者本人の身分証の提示があれば請求を受け付けているところです。

(会長) 法律的には亡くなられた方の個人情報は、その関係者の個人情報として位置づけされます。ですので、このような際に、自己情報の開示請求という枠で取扱いをされていると思います。法律的には他の個人の情報に抵触しない限りは開示されることとなります。亡くなられた方の情報は相続人の情報として法的には位置づけられているところです。

(委員) 資料6ページの誤送付の問題について、先ほどの説明の中でダブルチェックをしたにもかかわらず、ミスが起こっているということでしたが、記載されている事案の中で3件ほどダブルチェックを怠ったというものがあります。これはどうして起こってしまったのでしょうか。対策として、次はダブルチェックをしましょうねと言う

ことではなく、もう少し掘り下げて、何故ダブルチェックを怠る状況が起きるのかという原因を考えることが必要だと思います。

(情報公開課長)

そもそもダブルチェックを行うというのが送付の際の当然の手順ではありますが、行っていなかった事案が3件ありました。事案4と7は、送付物が少量であったためダブルチェックをしなかった事案で、事案3は、作業の中断があり、再開した際にダブルチェックをしているものだと誤認してしまってダブルチェックをしなかった事案となります。油断などにより、ダブルチェックをすることになっているが、していない場合もありますので、必ずダブルチェックをすることを徹底していきたいと考えています。

(会長)

ダブルチェックを全然しないということではなく、形のうえではしている場合も結構あると思います。一度チェックされているからしなくても大丈夫だろうと油断して、事実上照合をしないで形式的に見て終わりにするというパターンもあるかもしれませんが、それだとダブルチェックの意味が無いということですね。他に何かご意見・ご質問のある方はいますか。

(委員)

今までの話は不適切な事務処理をした方の話ですが、された方の話で、個人情報为他人の所に行ってしまったという人に対する対応と、その時にその人達がどう思ったか、また、それから実害と言いますか、他の方に利用されてしまったような事案はありますか。

(情報公開課長)

基本的には、相手方の所に出向いて、回収を行っているという話をしております。当然、不安・不満はあるので、そこは丁寧に謝罪を行っています。誤送付・誤交付の事案は、全て回収を行っていますので、二次利用の可能性は無いものと考えています。紛失についても、誤廃棄の事案が多いことから、二次利用の可能性は低いと考えています。

(委員)

私個人に関係する事案で、個人情報の不適切な取扱いが2回ほどあり、内容はたいしたことではなかったので、そのままにしました。誤送付された本人として、区に申し出はしませんから、資料に記載されている事案は、報告されているのはこれだけであるということです。もう一つは、資料4ページで自己情報開示請求に不存在というものがありますが、これは書類自体が無いという理解で良いですか。

(情報公開課長)

まずこの資料に記載された事案は、各所管課から報告があったも

のを全て集約したものです。区民の方から直接、情報公開課に申出があったものではありません。ですから、委員のお話された件については、申し訳ありませんが、把握しておりません。もう一点の不存在については、区が作成していないもの、あるいは区が取得していないもの、それから、保存期間の満了により廃棄されたものが含まれます。

(会長) 開示請求の対象となった書類が、広い意味で区に存在しないという理解で良いですか。

(情報公開課長) そのとおりです。

(会長) 他に何かご意見・ご質問のある方はいますか。本日は報告事項が1件だけでした。報告事項とはいえ、非常に重要なことですので、情報公開課が努力をされているのはわかりましたが、できればゼロに少なくとも前年度よりは少なくなるように努力を続けていただきたいと思います。他にご質問がある方はいますか。

(委員) 2年前の審議会で改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法を踏まえ、区の個人情報保護条例の見直しの必要性について質問をしました。その回答で非識別加工情報の仕組みの導入について事務局から説明がありましたが、その趣旨は、加工する技術、チェック体制、費用の問題等解決すべき課題が多いため、今後、東京都や他区、それから総務省の有識者検討会の動向を見ながら仕組みの導入や条例の改正を検討していきたいとのことでした。現在、どのような検討状況なのか教えて下さい。補足をすれば、我が国では個人情報の保護の要請が強く、パーソナルデータを含んだビッグデータの利活用という面では、アメリカなどの国に比べて遅れているという声の一部にあり、それが法改正の一つの動機ともなっていました。他方では、現実にはインターネットを通じて民間に様々な個人情報が蓄積され、AI技術も進展しているので、個人の好みを予測するプロファイリングも進み、個人の信用度等の格付けが進んでいるということで、EUでは厳しい個人情報保護の法制度をスタートしたところでは、そのような変化が激しい中で、実際に行政に対して経済界や学者の方から、こういったデータを提供して欲しいという声があるのかどうかも含めて検討状況について教えて下さい。

(情報公開課長) 今委員からお話があった非識別加工情報については、区が保有している個人情報ファイルを特定の個人を識別できないように加工して匿名化し、必要な事業者に提供するための規定を、各自治体の条

例に位置付けて実施をするということです。これについては、国の方は、国の行政機関個人情報保護法で規定を定め、自治体の方は、各自治体の個人情報保護条例で規定を定める、というのが最初の考え方でした。現在、全国の自治体で、この非識別加工情報について条例の規定があるのは、5自治体位です。国としても、立法化を含めて更なる検討をしているようです。区は、国の立法措置の状況を踏まえて、条例改正をするかどうか見定めている状況であり、東京都も同様の状況です。現在のところ、あまり大きな進展はありません。また、経済界等からそうしたデータの活用をしたいという要望も、現在のところありません。

(委員)

教育経済学の学者が書いた本の中で、毎年文科省で実施している全国学力学習状況調査がもっと活用できるようになれば、学力の要因を分析できると書かれています。経済界のみならず各専門分野の学者の方々が、行政の保有する豊富なデータのうち、こういうものが活用できるようになれば、もっといろいろな提言、政策もできるという考え方もあるようです。それも含めて、実際に行政の現場には、そういう声は寄せられていないという理解で良い訳ですね。

(情報公開課長)

私共、情報公開課では、聞いてはおりません。

(会長)

個人情報の社会的有用性は、個人情報保護法ができた時から着目されていて、個人情報保護法の中にも第三者提供とか情報開示という場合が例外的に許容されています。それから疫学的な情報や統計情報など、こういうものは個人を識別できないのであれば、そもそも個人情報ではないという考え方に立って、社会の有益な情報として活用すべきだという意見は常に根強くあります。個人のプライバシーの問題と社会の有用性のバランスをどこで取るのかということは、委員のお話のとおり非常に難しく、古くて新しい問題だと考えます。ですから、なかなか区レベルでは、できることでもないのかなと個人的には思います。国や東京都の状況を見定めながら、区として、そういうものに備えて準備をするというのは大事だと考えますので、今後もその点についてのリサーチは怠らないようにお願いします。事務局から何か連絡事項はありますか。

(事務局)

次回の審議会の開催は、9月上旬を予定しています。日程については、調整次第各委員にご連絡させていただきます。

(会長)

以上で本日の審議회를終了します。ありがとうございました。